



一人一人が主役の運動会

5/25(土)運動会を開催しました。子どもたちは、赤白の各団に分かれて様々な競技を行い、切磋琢磨することで互いを高め合いながら2週間にわたる準備を進めてきました。当日は子どもたちの清々しい真剣な姿に心を打たれました。子どもたちがめざした「一人一人が主役の運動会」を通して得た成功体験をこれからの学校生活にもつないでいてほしいと思います。地域・保護者の皆様の心温まるご声援ありがとうございました。

学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針を改訂し、平成6年度版として学校ホームページ(トップページのメニューより選択してください)に掲載しています。

「いじめの態様」、「いじめに対する措置」等の記載とともに、「いじめ防止年間計画」や「いじめ対応フローチャート」(裏面参照)も追加しています。この基本方針に関する内容に不備等あれば随時見直しを進めていきますので、ご確認をお願いします。

なお、いじめに関する学校への相談は、担任、または、教頭、養護教諭へご相談ください。

学校ホームページ



お知らせをPDFで

「いじめ等の相談窓口」等、学校からの重要なお知らせについて、既に印刷物で配付したのもも含め、学校ホームページの下段よりPDFで引き出せます。ご活用ください。

お知らせ

お知らせがPDFで引き出せます

お知らせがPDFで引き出せます

名前	更新日
スクールセハラ啓発資料	05/08
高森町教育支援センター	05/08
いじめ等の相談窓口.pdf (24)	05/08
カイズメール登録案内.pdf (26)	05/08
子どものサイン発見チェックリスト(家庭用).pdf (23)	05/13

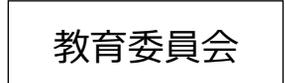
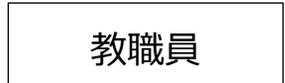
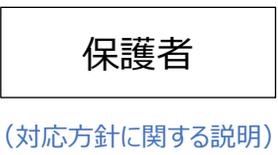
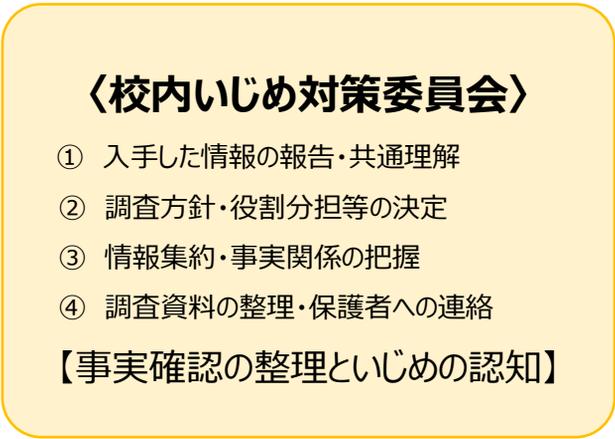
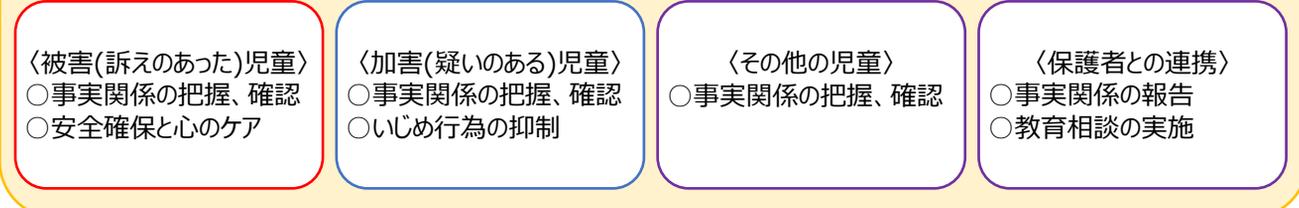
いじめ対応フローチャート



- 〈情報源〉
- 児童・保護者からの訴え
 - 心のアンケート
 - 教育相談
 - 日常の観察
 - 周囲からの情報
 - 児童間トラブル 等



※担任、管理職、養護教諭、生徒指導担当、学年部等の複数体制で対応



- 被害児童への支援・心のケア
- 関係保護者との情報共有・支援
- PTA・地域との連携
- 加害児童への指導・支援・心のケア
- 他の児童、保護者等への対応
- 関係機関等との連携



※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
①被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3ヶ月以上継続していること。
②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。